



## 陳述書

2021年7月30日

ユーコープ労働組合 書記次長 安部 栄子

7月14日、中央最低賃金審議会の小委員会は、2021年度の最低賃金を全国平均で28円引き上げ、時給930円としました。引き上げ額は過去最大であり、目安通りに上げれば最低額の秋田や高知などは792円から820円となります。コロナ禍の影響で「ほぼ据置き」となった昨年の流れを断ち切り、低い水準にとどまっている地域の賃金を大きく引き上げて格差の解消につなげることが、社会の不安をぬぐうために不可欠と主張する労働者側と、休業要請などで経済活動が抑制された状況では業況の回復は遠いと受け止め、最低賃金の引き上げによる人経費の増加が、倒産や廃業の引き金になりかねないと訴える使用者側、両者の主張は真っ向から対立したと報道されました。

昨年度、神奈川県最低賃金審議会は、新型コロナウイルス感染拡大の経済への影響を考慮し、神奈川県の最低賃金は1円引き上げた1012円にとどまりました。1012円で月に150時間働いても15万程度です。そこから、税金や社会保険料、水道光熱費を払うと残りは12万5千円と住居費や食費など最低限の支払いも厳しい状況となり、最低賃金法9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」は到底できません。

コロナ禍において医療や介護、福祉、流通など社会全体のライフラインを支える職種の重要性が改めて認識されましたが、これらの職種のなかには最低賃金に近い時間給で就労する労働者も少なくありません。社会のライフラインを維持すること、そしてコロナ禍を克服して個人消費の回復による景気の好循環を作っていくためにも、最低賃金の大幅引き上げによる賃金の底上げを図ることは極めて重要だと考えます。

私たちはこの間、国に対する中小企業支援策の抜本的強化を求めてきました。コロナ禍の影響を受けている中小企業の経営は深刻ですが、中小企業の経営に関しては、国の支援策の拡充によって救済が図られるべきです。諸外国で採用されている社会保険料の事業主負担の減免措置など「最低賃金の引き上げは、中小企業の経営を圧迫する」という中小企業が、安心して最低賃金の引き上げに対応できるよう支援策を講じるべきです。

最後に、コロナ禍にあっては非正規労働者の処遇改善が大きく求められています。パートやアルバイトなど時間給で働く低賃金労働者の生活改善は最賃の引き上げ以外にありません。『国民経済の健全な発展に寄与する』という最賃法に照らし、中央での目安額に「いくら上乗せするか」ととどまらず、「最低賃金とは」「生計費とは」をきちんと審議会の中で議論して、神奈川県独自の調査審議を尽くしていただくことを強く要望します。